

大河原町空き家等対策計画を策定しました

本町の自然豊かな環境や交通の要衝、さらには仙南地域の中心性といった条件を活かし、暮らしやすいまちの魅力を一層高めるため、空き家対策等に向けた基本理念を次のように定めました。

住みよい 住みたくなる 魅力ある生活環境の実現
く健康で活力が生まれ 安心して快適に暮らせるまちく

計画の目的と位置づけ

背景と目的

近年、全国的に空き家問題が取り上げられ大きな社会問題となっています。空き家のなかには適正に管理されないことから老朽化が進み、屋根の飛散や外壁の崩落など近隣住民に危害を及ぼすような危険と判断される空き家も少なくありません。また、放置された空き家に不審者等が侵入しての放火や犯罪なども懸念されます。

本町においても、人口減少や高齢化が進むことは避けて通れない状況であり、さらに、空き家が増加し空き家等の問題が深刻化する

本町の現状と課題

「大河原町第6次長期総合計画」の計画策定に合わせ、適宜の見直しを図ります。

計画区域
本町全域

計画期間
平成30年度から平成34年度までの5年間

空き家の実態調査

(1) 調査地域
本町全域

(2) 調査結果
平成28年度の調査により「空き家」と判断したものは236戸（うち「特定空き家（※1）」と思われるもの17戸）となりました。

- ※1「特定空き家」とは
- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態。
 - ②そのまま放置すれば倒壊等著しく衛生上有害となるおそれがある状態。
 - ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。
 - ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。



周辺に与える影響は多岐にわたります。問題解決にも、相当の時間を要するものと考えられます。高齢者の増加とともに、高齢者のみの世帯の増加も予測され、併せて空き家の件数も増加することが考えられます。

空き家等対策の基本的な考え方

空き家対策は、行政だけで対応できるものではありません。所有者の責任、民間企業等との協力など、みんな（官民）が協力した取り組みが必要です。

役場庁内組織の連携

空き家等対策については、庁内連絡調整会議を設置し、生活環境、防犯・防災、まちづくり、税務、建築、農政など多様な業務担当と密接に連携し、全庁的な対応を推進します。

関係団体等の連携

空き家問題を地域社会全体で取り組むため、役場庁内連携のみならず地域や公共機関、更には民間事業者等との連携を推進します。

- 【公共機関等との連携】
警察署及び消防署並びに法務局との連携
- 【各地域との情報共有】
各行政区からの情報の収集と提供
- 【宅地建物取引事業者等との連携】
不動産売買や賃貸に関する相談等
- 【司法書士等との連携】
相続、滅失登記等に関する相談等

計画の詳しい内容については、町民生活課環境衛生係または町ホームページでご覧いただけます。

具体的な施策等について

人口減少、高齢化が進むなかにあつても本計画を推進し基本理念の実現を図るため具体的な行動計画を策定し、全町あげて取り組みます。

空き家等に関する情報の整備等

①情報のデータベース化
空き家等の調査により取得した情報や空き家等対策を行うにあつての必要な情報について、データベースを整備・管理します。

②所有者等の意向調査
空き家等の所有者等に対して、必要な情報提供やアドバイスを実施するため、職員等の訪問等による聞き取りやアンケートなどにより意向調査を実施し、適切な管理及び再利用の促進に活用します。

③所有者等の特定について
所有者等の特定については、行政区長及び近隣住民への聞き取り、固定資産課税情報、不動産登記簿情報及び住民票情報等をもとに調査を実施します。



(3) 関係事業者団体との連携
行政だけで問題解決に取り組むのではなく、地域住民や不動産、法務、建築、管理などの専門家及び民間の関係団体と連携し、総合的な空き家対策を進めます。

(2) 地域と連携した情報の把握
地域と連携することでいち早く情報を把握し、対応を進めます。

④国及び県の動向に関する情報の収集及び提供
国及び県における空き家等対策に関する各種制度や補助金等を活用できるように積極的に情報を収集し、所有者等に提供を行います。

空き家発生抑制

空き家の発生は高齢化や単身高齢世帯の増加が主な理由であり、これからも高齢化が進行していくことから、さらなる発生を抑制する対策をとる必要があります。

適切な管理の促進

空き家等は個人の財産であり、町が主導して全ての活用を検討するべきものではなく、所有者等が適切に維持管理すべきものです。しかしながら、なかには所有者等が現状を把握していないことや今後起こり得る周辺への悪影響を認識していないため、放置されている空き家が存在しています。所有者等の自発的な行動

相談体制の整備

空き家等に関する相談窓口を一本化し、所有者からの相談や近隣住民からの苦情や要望について受付する体制を構築します。